

# インドネシアにおけるモデル契約書（秘密保持契約書（新素材編））を活用するに際しての留意点



Yenny Halim  
(パートナー  
弁護士)

## (後編)

Acemark Intellectual Property

Yenny Halim は、Tarumanagara 大学で経済学学士、Krisnadwipayana 大学で法学学士、Indonesia 大学で法学修士を取得し 1999 年に Acemark に入社、知的財産分野で活躍している。知財コンサルタントとして登録され、訴訟弁護士の資格も取得している。2014 年に WIPO 世界知的財産の日、2017 年発明推進協会セミナー、2018 年特許と商標に関する Acemark セミナー、2019 年意匠保護に関する FAMI 会議、など数多くの公演も行っており、インドネシアの企業や個人にトレーニングを提供している。2019 年、法務人権省から意匠に関する知財コンサルタントとの最多出願人として表彰を受けたほか、IP STARS、World Trademark Review、Chambers and Partners、ASIAN LEGAL BUSINESS 等より表彰を受けており、また、Who's Who 知財部門にも掲載されている。

### 【概要】

日本国特許庁は、オープンイノベーションポータルサイトにおいて、研究開発型スタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーション促進のために各種のモデル契約書を公開しており、新興国等知財情報データベースでは参考記事に示す英訳を作成している。

秘密保持契約は、当事者が秘密情報、データ、技術、ノウハウの交換を含む活動を実行することに互いに合意する場合に必須である。インドネシアでは、秘密情報、データ、技術、ノウハウは、一般に知られておらず、経済的価値があり、秘密を保持するために一定の方法で維持されている場合、営業秘密として保護される。

インドネシアの営業秘密は、営業秘密法 2000 年法律第 30 号に準拠している。営業秘密法第 11 条は、営業秘密の権利者またはライセンシーが、故意かつ権利なく営業秘密を商業目的で第三者に使用または開示した者に対して、損害賠償請求、または使用の中止を求めて訴訟を提起することができるという紛争の解決方法を規定している。訴訟は地方裁判所に提起されるものとされる。営業秘密

法第12条は、訴訟による紛争の解決に加えて、当事者は仲裁または代替紛争解決によって紛争を解決することができる」と規定している。

営業秘密を故意に開示したり、契約に違反したり、書面または口頭で営業秘密を秘密にすることを約束した義務を履行しない者は、侵害行為となり（営業秘密法第13条）、営業秘密の侵害には、最大2年の懲役および/または3億ルピア（約3百万円）の罰金が科せられる（営業秘密法第17条）。

本稿では、参考記事の英訳を参照した上で、インドネシアにおいて、当事者である研究開発型ベンチャー企業と事業会社という異なる国の事業体の中で、モデル契約（秘密保持契約）を活用する際の留意点について説明する。

後編では添付されたモデル契約書の第12、第13条および追加を検討すべき条項について、必要と思われる事項を説明、コメントする。

## 【詳細】

モデル契約書の前文、第1条から第11条までについては「インドネシアにおけるモデル契約書（秘密保持契約書（新素材編））を活用するに際しての留意点（前編）」をご覧ください。

### 10. 第12条 管轄条項

モデル契約書の案でもよいが、管轄条項について、以下のオプションも考えられる。

記載例：

*Each Party irrevocably and unconditionally submits to the exclusive jurisdiction of the Court of [Japan/Indonesia] for any disputes arising out of or in connection with this Agreement.*

（参考訳）各当事者は、本契約に起因または関連して生じるいかなる紛争についても、取消不能かつ無条件に[日本/インドネシア]の裁判所の専属管轄権に服するものとする。

*Both parties hereby shall submit to the exclusive jurisdiction of the Court of [Japan/Indonesia] to hear the case.*

(参考訳) 両当事者は、本件を審理するために[日本/インドネシア]の裁判所の専属管轄権に服するものとする。

ある国の領土における司法の決定は、他の国の領土では実施できないという国際司法の原則に従い、日本の裁判所の判決は、インドネシアではそのまま執行することはできない。したがって、紛争との最も現実的かつ実質的な関連性に応じて、両当事者は、裁判管轄の専属性/非専属性について合意する必要がある。

記載例：

*Both parties hereby submit to the non-exclusive jurisdiction of [Japan/Indonesia] court.*

(参考訳) 両当事者は、ここに[日本/インドネシア]裁判所の非専属管轄権に服するものとする。

*Both Parties hereby agree to settle dispute arising out of or in connection with this agreement by submitting to the exclusive jurisdiction of the Court of the Defendant's legal domicile.*

(参考訳) 両当事者はここに、被告の本籍地の裁判所の専属管轄権に服することによって、本契約から生じる、または本契約に関連する紛争を解決することに同意するものとする。

### <仲裁および裁判外紛争解決>

訴訟以外に、営業秘密法は当事者に仲裁を提供し、本契約に起因または関連する紛争を解決する。利用可能な紛争解決方法は、交渉、調停、和解協議、および現行法に従って両当事者が選択したその他の手段である。

#### オプション 1-調停

裁判所における調停手続に関する最高裁判所規則 2016 年第 1 号（以下、「規則」）に従い、裁判所に提出されたすべての民事訴訟は調停を受ける必要がある。第一審裁判所の判決の法的根拠に、当事者が調停を受けたことが記載されておらず、

調停者の州名が記載されていない場合、控訴裁判所は第一審裁判所に中間決定を発行して調停を実行するよう命じる（規則第 3 条(4)）。規則はまた、裁判所または控訴裁判所が決定を下さない限り、当事者が後の段階で自発的に調停を要求することを許可している（規則第 4 条(4)）。調停プロセスには 30 日の期限があり、両当事者が延長に同意した場合、さらに 30 日間延長できる（規則第 24 条）。調停が不成立の場合、または期限までに調停を執行できない場合、裁判長は訴訟の審理を継続する決定を下す。原告が調停を行うことに誠実でないと判断された場合、裁判長は訴訟を却下し、原告に訴訟費用と調停費用の支払いを宣告する（規則第 22 条）。また、被告が調停を行うことに誠実でないとみなされた場合、裁判長は、被告に調停費用の支払いと訴訟の継続を宣告する（規則第 23 条）。

両当事者は、裁判所外の調停を通じて紛争を解決することもできる。執行力を得るためには、和解決定訴訟として管轄裁判所に和解契約を提起する必要がある。裁判所は 14 日以内に和解決定を下す（規則第 36 条）。

調停が訴訟手続の前に必須であることを考慮すると、紛争解決要素の調停条項を設ける必要はない。ただし、それが望ましいのであれば、知的財産紛争とその他の民事紛争に違いはないはずであるから、以下に例示されるようなものとなる。

記載例：

*The Parties shall agree in good faith to undergo mediation as regulated by Law to settle any dispute arising out of or in connection with this Agreement.*

(参考訳) 両当事者は、本契約に起因しまたは関連する紛争を解決するために、法令の定めるところにより、調停を受けることに誠実に合意するものとする。

*If the mediation results in settlement, the Parties shall agree to execute a Settlement Agreement and file a request with the competent District Court for issuance of Settlement Decision.*

(参考訳) 調停の結果、和解が成立した場合、両当事者は和解契約の締結に合意し、管轄の地方裁判所に和解決定書の発行を請求するものとする。

## オプション 2-仲裁

紛争を解決するためのフォーラムの選択としての仲裁は、紛争が発生する前または後に、両当事者によって合意され、契約に明示的に記載されなければならない。

インドネシアの仲裁は、仲裁および裁判外紛争解決に関する 1999 年法律第 30 号（仲裁法）に準拠している。最も一般的に使用される仲裁機関は、インドネシア国家仲裁委員会（Badan Arbitrase Nasional Indonesia : BANI）（[www.baniarbitration.org/](http://www.baniarbitration.org/)）である。地方裁判所は、当事者が仲裁合意に拘束されている場合、紛争を審理する権限を持たない。したがって、仲裁を選択した合意に違反して裁判手続が開始された場合、相手方当事者は審理する権限がないことを理由に異議を申立てることができる。

インドネシアは 1981 年大統領令第 34 号により外国仲裁判断の承認および執行に関する条約（1958 年ニューヨーク）を批准し、1982 年 1 月 5 日から施行されている。したがって、外国の仲裁判断は、同法に規定された基準を満たした後、インドネシアで執行することができる。中央ジャカルタ地方裁判所は、国際仲裁判断の承認および執行に関する事項を取り扱う権限を有する裁判所である。

著者の知る限り、訴訟によって解決された商事紛争の数は、仲裁によって解決されたケースよりもまだ多い。仲裁は、商業紛争を解決するための推奨される方法である。公に秘密にしておく必要がある事項が関係している場合は、特にそうである。両当事者が相互に合意する限り、紛争が発生した後に仲裁を選択できることに注意することも有益であり、そのため、発生する紛争に応じて、選択肢を多く持っておくことを推奨する。

仲裁条項のオプションを以下に例示する。

記載例：

*Any dispute or controversy arising under or in connection with this Agreement shall be settled exclusively by arbitration in (name of city), in accordance with the arbitration rules of (name of arbitration body).*

（参考訳）本契約に基づいて、または本契約に関連して発生する紛争または論争は、●（仲裁機関の名前）の仲裁規則に従って、●（市の名前）での仲裁によってのみ解決されるものとする。



*The Parties hereby agrees that any disputes arising out of and in connection with this Agreement shall be settled by arbitration in (name of city), in accordance with the arbitration rules (name of arbitration body).*

(参考訳) 両当事者は、本契約に起因および関連する紛争は、●(仲裁機関の名前)の仲裁規則に従って、●(市の名前)での仲裁によって解決されることに同意するものとする。

*Any dispute, controversy, or claim arising out of or relating to this contract shall be submitted to binding arbitration in (name of city) in accordance with the applicable rules of the (name of arbitration body).*

(参考訳) この契約に起因または関連する紛争、論争、または請求は、●(仲裁機関の名前)の適用される規則に従って、●(市の名前)で拘束力のある仲裁に付されるものとする。

## 11. 第13条 契約に定めのない事項の解決方法に関する条項

当事者間で生じる紛争を解決するための予備的な手段として、協議と交渉を含めるのが一般的な慣行である。以下に記載例を示す。

記載例：

*In the event of a dispute arising out of or in connection with this Contract, the claimant and the respondent should initially seek to resolve the dispute through consultation and negotiation.*

(参考訳) 本契約に起因または関連して紛争が発生した場合、申立人と被申立人は、最初に協議と交渉を通じて紛争の解決を目指す必要がある。

*The Parties shall endeavor to the best of their ability to settle any dispute between them in connection with this preliminary agreement amicably by means of negotiation.*

(参考訳) 両当事者は、交渉によって友好的にこの予備合意に関連する当事者間の紛争を解決するために最善を尽くすものとする。

*The Parties shall make every effort to resolve amicably any dispute that may arise between the Parties out of or in connection with this Agreement by way of negotiations between the Parties.*

(参考訳) 両当事者は、両当事者間の交渉を通じて、本契約に起因または関連して当事者間で発生する可能性のある紛争を友好的に解決するためにあらゆる努力を払うものとする。

## 12. インドネシアで一般的に含まれる追加条項

### (1) 言語条項

国旗、言語、国章および国歌に関する 2009 年法律第 24 号の第 31 条は、インドネシアの事業者が関与する覚書および協定にインドネシア語を使用しなければならないことを要求するとともに、外国の事業者が関与する場合は、その外国語および／または英語を使用するものとしている。

記載例：

*This Agreement is executed in a text using the English language and the Indonesian language. Both texts are the same and effective as of the execution of this Agreement. Each of the parties hereto agrees that if there is any conflict between the English language text and the Indonesian language text of this Agreement, the English language text shall, to the extent permitted by applicable law, prevail. Each of the parties hereto confirms that it has read and understood the content and consequences of this Agreement and has no objection if the English language text prevails in the event of any such conflict.*

(参考訳) 本契約は、英語とインドネシア語を使用したテキストで締結される。両方のテキストは、本契約の締結時点で同じであり、有効であるとする。本契約の各当事者は、本契約の英語のテキストとインドネシア語のテキストの間に矛盾がある場合、適用法で許可されている範囲で英語のテキストが優先されることに同意するものとする。本契約の各当事者は、本契約の内容と結果を讀ん

で理解し、矛盾が発生した場合に英語のテキストが優先される場合に異議を唱えないことを確認するものとする。

*This Agreement is executed in a text using the English language and the Indonesian language. Both texts are the same and effective as of the execution of this Agreement. Each of the parties hereto agrees that if there is any conflict between the English language text and the Indonesian language text of this Agreement, the English language text shall, to the extent permitted by applicable law, prevail.*

(参考訳) 本契約は、英語とインドネシア語を使用したテキストで締結される。両方のテキストは、本契約の締結時点で同じであり、有効であるとする。本契約の各当事者は、本契約の英語のテキストとインドネシア語のテキストの間に矛盾がある場合、適用法で許可されている範囲で英語のテキストが優先されることに同意するものとする。

## (2) 契約の解除または早期終了に関する裁判所の判決の放棄に関する条項

インドネシア民法第 1266 条は、契約の不履行の結果としての契約の終了は、裁判所に請求しなければならないと規定している。第 1267 条は、損害を受けた当事者が、不履行当事者に義務の履行または契約の取消しを強制するために発生した費用について、補償、損害、および利子を請求できることを規定している。

記載例：

*The Parties irrevocably waive Article 1266 of the Indonesian Civil Code to the extent that prior Judicial Approval is required for cancellation or early termination of this Agreement and, to the extent that Article 1267 of the Indonesian Civil Code may be interpreted as precluding Court Orders for both specific.*

(参考訳) 両当事者は、本契約の取消しまたは早期終了に事前の司法承認が必要な場合、およびインドネシア民法第 1267 条が両方の特定の裁判所命令を排



除すると解釈される可能性がある範囲で、インドネシア民法第 1266 条を取消不能の形で放棄するものとする。

*The Parties irrevocably waive Articles 1266 and 1267 of the Indonesian Civil Code to the extent that prior Judicial Approval is required for cancellation or early termination of this Agreement.*

(参考訳) 両当事者は、本契約の取消しまたは早期終了に事前の司法承認が必要な範囲で、インドネシア民法第 1266 条および第 1267 条を取消不能の形で放棄するものとする。

契約の自由の原則を考慮して、当事者は、立入検査、知的財産権の所有権などの他の条項を自由に追加することができる。

#### 【ソース】

・インドネシア営業秘密法 2000 年法律第 30 号 (LAW OF THE REPUBLIC OF INDONESIA NO. 30 OF 2000 REGARDING TRADE SECRET)

<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/2258>

・仲裁および裁判外紛争解決に関する 1999 年法律第 30 号 (No. 30 of 1999 on Arbitration and Alternative Dispute Resolution)

<http://bphn.go.id/data/documents/arbitrationindonesia.pdf>

・国旗、言語、国章および国歌に関する 2009 年法律第 24 号 (No 24 of 2009 on National Flag, Language, Emblem and Anthem)

<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/38661/uu-no-24-tahun-2009>

・インドネシア民法 (Indonesia Civil Code)

<http://www.kuhper.com/>

・インドネシア裁判所における調停手続に関する最高裁判所規則 2016 年第 1 号 (PERATURAN MAHKAMAH AGUNG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 1 TAHUN 2016 TENTANG PROSEDUR MEDIASI DI PENGADILAN)

<https://mahkamahagung.go.id/media/8757>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)